

処 分 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 基 準 : 第75条第2項
処 分 概 要 : 自動車の使用制限命令
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 別添「使用制限に関する処分量定基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課指導取締係(電話 058-271-2424)
備 考 :

別添

使用制限に関する処分量定基準

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 処分対象行為

令第26条の6第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第4号若しくは第5号、第117条の2の2第6号若しくは第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

2 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

3 処分対象行為等に付する点数

(1) 処分対象行為等に付する点数

処分対象行為に付する基礎点数及び処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情に付する点数は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

区 分	点 数
酒 酔 い 運 転	36点
麻 薬 等 運 転	36点
無 免 許 運 転	26点
無 資 格 運 転	16点
酒 気 帯 び 運 転	16点
過 労 運 転 等	16点
速 度 超 過	6点
放 置 駐 車 違 反	6点

積載物重量制限 超 過	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2点
積 載 方 法 制 限 超 過		2点

(2) 交通事故に付する点数

処分事情のうち、前記1(2)イに掲げる事情については、次表に掲げる点数を付するものとする。

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建 造 物 損 壊 事 故	

4 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記3の(1)及び(2)に従い処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じ、次表に掲げる基準を超えない範囲で行うものとする。

区分 点数	前歴 無し	前歴 1回	前歴 2回	前歴3 回以上
6～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日